

埼葛退職校長会会則

- 第 1 条 本会は、埼葛退職校長会と称し事務局を会長指定の場所に置く。
- 第 2 条 本会は、埼葛・県内他地区に校長として在籍した退職校長及び埼葛に在住する退職校長の有志をもって組織する。
- 第 3 条 本会は、県退職校長会と連絡を密にするとともに、埼葛内の退職校長の親睦と福祉の増進を図るとともに、埼葛教育の振興に寄与することを目的とする。
- 第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
1. 会員相互の親睦を図るとともに、福祉の増進に努める。
 2. 教育現場との連絡を密にする。
 3. 中正健全な教育世論を喚起する。
 4. 社会教育の振興に努める。
 5. その他本会の目的達成に必要な事項
- 第 5 条 本会に、次の役員を置く。
- 会長 1名 副会長 若干名 (内1名は、事務局長兼務) 理事 若干名
監事 2名 専門部長 若干名 事務局員若干名
- 第 6 条 会長、副会長、監事は、総会で会員の中から選出する。
理事、専門部員は、市町ごとに会員の中から選出する。
市町理事代表者は、役員選考委員を兼ねる。
事務局員は会長が委嘱する。
専門部長は理事とする。
- 第 7 条 会長は、会務を総理し、本会を代表する。
副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- 第 8 条 理事は、理事会を組織し、会務の執行にあたる。
監事は、会務並びに会計を監査する。
事務局員は、庶務会計を処理する。
専門部員は、当該専門部の事務を処理する。
- 第 9 条 役員の任期は、2ヶ年とする。但し、再任を妨げない。
補充は、前任者の残任期間とする。
- 第 10 条 総会は、年1回会長が招集する。但し、必要により臨時に開くことができる。
- 第 11 条 緊急時の場合は、理事会をもって総会に替え、次の総会時に報告する。
2 総会が開催できない場合は、理事会の決議または会長、副会長、理事の書面による決議をもって総会に替えることができる。
- 第 12 条 総ての会議は、会長が招集して、その議長となる。
- 第 13 条 本会に顧問を置くことができる。
- 第 14 条 本会の経費は、会費その他の収入をもって充てる。
- 第 15 条 本会員の慶弔については、別に定める。
- 第 16 条 本会の会費は、毎年5月末日までに納入する。
但し、満88歳以上の会員の会費は免除する。
- 第 17 条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

付 則

本会の会則は、昭和43年4月29日より施行する。

(会費 県 埼玉 各300円)

同 昭和49年4月1日より一部改正

(会費 県 埼玉 各500円) 施行する。

同 昭和50年4月1日より一部改正

(会費 県 埼玉 各1,000円 及び第14条挿入) 施行する。

同 昭和51年4月1日より一部改正

(会費 県 1,000円) 施行する。

同 昭和55年4月1日より一部改正

(会費 県 埼玉 各1,500円) 施行する。

同 昭和57年4月1日より一部改正

(会費 県 埼玉 各2,000円 及び顧問委嘱) 施行する。

同 昭和61年4月1日より一部改正

(会費 県 2,500円) 施行する。

同 平成17年4月1日

平成の市町村合併により、岩槻班退職校長会会員は、さいたま市退職校長会会員となる。

同 平成17年10月1日

春日部市・庄和町の合併により、春日部市となる。

同 平成18年4月1日

埼玉15市町を南部、北部に分ける。

南部 春日部市、越谷市、八潮市、三郷市、松伏町、吉川市

北部 久喜市、蓮田市、白岡町、菖蒲町、宮代町、栗橋町、鷲宮町、幸手市、杉戸町

同 平成20年5月24日より一部改正

会則第5条 事務局員若干名とする。

同 平成22年3月23日

久喜市・菖蒲町・栗橋町・鷲宮町の合併により、久喜市となる。

同 平成22年5月23日

埼玉12市町を南部、北部に分ける。

南部 春日部市、越谷市、八潮市、三郷市、松伏町、吉川市

北部 久喜市、蓮田市、白岡町、宮代町、幸手市、杉戸町

同 平成22年5月22日より一部改正

会則第2条

同 平成24年10月1日

市制施行により白岡市となる。

同 平成25年4月1日より一部改正

会則第11条 会則第16条

同 平成30年5月12日より一部改正

会則第9条の任期2年を埼玉県退職校長会に合わせるために任期3年と読み替える。

同 令和3年5月8日より一部改正

会則第11条

同 令和4年5月14日より一部改正

会則第3条

同 令和6年5月11日より一部改正

会則第5条 会則第6条 会則第8条